

京都市消防局訓令乙第15号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局警防規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森澤 正一

目次中「第12条」を「第14条」に、「第13条～第16条」を「第15条～第18条」に、「第17条～第19条」を「第19条～第22条」に、「第20条～第25条」を「第23条～第28条」に、「第26条・第27条」を「第29条・第30条」に、「第28条～第37条」を「第31条～第40条」に、「第38条～第40条」を「第41条・第42条」に、「第41条」を「第43条」に、「第42条～第50条」を「第44条～第52条」に改める。

第7条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第50条を第52条とし、第40条から第49条までを2条ずつ繰り下げる。

第39条を削る。

第38条を第41条とし、第29条から第37条までを3条ずつ繰り下げる。

第28条中「局長及び署長（以下「局長等」という。）」を「局長等」に改め、同条を第31条とする。

第27条中「署長」を「局長及び署長（以下「局長等」という。）」に、「災害現場活動のうち、必要と認めるものについて」を「別に定めるところにより」に改め、同条を第30条とする。

第26条を第29条とし、第20条から第25条までを3条ずつ繰り下げ、第23

条の前に次の1条を加える。

(災害現場活動の評価)

第22条 局長は、災害現場活動の実態を把握し、活動技術の向上を図るため、別に定めるところにより、災害現場活動について評価を行うものとする。

第19条を第21条とし、第13条から第18条までを2条ずつ繰り下げ、第15条の前に次の1条を加える。

(指揮の支援)

第14条 局本部長は、第1次指揮体制、第2次指揮体制及び第3次指揮体制において、最高指揮者に現場活動の指導及び助言（以下「指揮支援」という。）を行うものとする。

2 前項の指揮支援を受けた最高指揮者は、原則として当該内容を誠実に履行するものとする。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

(指揮の特例)

第8条 局本部長（緊急を要する場合は、司令部長又は指令班長とする。第9条第2項において同じ。）は、災害現場からの要請、災害の状況等により指揮体制の区分及び指揮組織の一部を変更し、最高指揮者を指定することができるものとする。

別表第1中「第7条関係」を「第7条及び第8条関係」に改め、備考以外の部分中「警防司令隊」を「本部指揮救助隊」に改め、「（作戦統括担当）」を削り、同表備考5中「指導的指揮支援系統」を「指導的指揮支援又は指揮の補佐」に改め、同表備考8中「警防司令隊」を「本部指揮救助隊」に改め、同表備考9中「（作戦統括担当）」を削り、「司令部長（情報統括担当）」を「救急部長」に改め、同表備考に次のように加える。

11 指揮の特例として最高指揮者を指定した場合の指揮体制は、別に定める。
別表第2備考以外の部分中「名神高速道路火災出動計画」を「高速道路火災出動計
画」に、「名神高速道路救急救助出動計画」を「高速道路救急救助出動計画」に、「名
神高速道路集団救急救助出動計画」を「高速道路集団救急救助出動計画」に改め、同
表備考に次のように加える。

3 高速道路とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動
車道をいう。

別表第3中「第8条関係」を「第9条関係」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)